

保護者の皆様へ

八尾市教育委員会

学校給食での食物アレルギーの対応について

平素より、本市の教育行政にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

学校給食は、子どもたちの健全な発育や健康保持・食育推進等を図るため、多くの食品をバランスよく組み合わせて必要な栄養摂取ができる内容で実施しています。

本市学校給食での食物アレルギー対応は、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月）」に基づき、医師の診断による書類の提出があり、家庭でも原因食物に対する食事療法等を行っている場合に、教育委員会で指定している対象食品の除去食対応を行っています。その場合は各学校で保護者の方から医師の指示内容や症状について十分お話を伺い対応いたします。

一方、学校給食では大量調理を行うことや時間的制約から、除去しにくい献立や食品もあり、対応ができない場合があります。また、個々の摂取限界量に合わせた対応はできませんので、原則、食べるか食べないかの二者択一の対応になり、その場合には、家庭から代替食の持参をお願いすることもあります。

食物アレルギーの給食対応を必要とされる場合には、安全性を最優先に下記の対応となりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請方法

(1) 提出書類（必ず出していただくもの）

- ・給食配慮の申し込み
- ・学校生活管理指導表

※毎年提出してください。

※文書料や検査料が発生する場合は、保護者負担となります。

（アレルギー疾患の場合の文書料は保険適用となります。）

2. 実際の対応方法

(1) 給食に使用している原材料の提示

給食で使用する原材料（加工品を含む）に使用されているアレルギー物質をお知らせします。

(2) 各対応について

以下の各項目について、給食配慮の申し込みに基づき対応します。

（※無償化の期間は返戻なし）

●パンについて（基本配合は、小麦粉・脱脂粉乳・ショートニング・砂糖・イーストです。）

- ・小麦・乳アレルギーの場合、提供中止（パン代金返戻）
- ・希望によりパンの代わりに米飯を提供（パン代金返戻なし）
- ・パンの副資材（ドライアップル・レーズン等）にアレルギーがある場合は、副資材を添加しないパンの提供

●飲用牛乳について

- ・提供中止（牛乳代金返戻）
※乳アレルギーがある場合、飲用牛乳のみの提供中止はできません。乳を含む副食の除去食対応の申し込みがある場合のみ提供中止となります。
※乳アレルギー以外で医師の判断による飲用牛乳のみの提供中止は行います。
- ・主食・副食が食べられない場合は、牛乳のみの提供（牛乳代金のみ請求）

●副食について

- ・副食全般が食べることができない場合は、副食の提供中止（副食代金返戻）
- ・調理時に対象食品を除去した副食の提供

除去対象食品： 卵及び卵製品、牛乳及び乳製品、
えび・かに・いか・たこ・貝及びその加工品

※上記除去対象食品以外は、使用状況をお知らせします。

魚アレルギーの場合は、「魚アレルギー児童の給食配慮について」を提出して下さい。

※そば・落花生・くるみ・カシューナッツ・キウイフルーツ・バナナ・やまいも・マヨネーズ(卵使用)は使用しません。（給食配慮の申し込みは不要）

※ナッツ類はアーモンドのみ使用します。食べたことがない場合は、アレルギーがないかの確認をお願いします。

●デザートについて

代替デザートが提供できる場合は、その内容を提示します。内容を確認し、学校にお申し込みください。

3. 給食室での対応

学校給食における食物アレルギー対応で最優先されるべきことは“安全性”です。安全性を確保するために複雑な対応を避け給食調理や作業の単純化を図るため、以下の点についてご了承ください。

- ・学校給食は集団給食のため、複数の除去対象食品がある場合は、やむを得ずアレルギー以外の食品も一緒に除去する場合もございます。
- ・学校給食は混入のないように十分配慮して調理を行っていますが、通常食と同じ調理室内で調理を行っており、ごく微量混入（コンタミネーション）を完全に排除できません。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料や添加物等については除去いたしません。

<お問い合わせ先>

八尾市教育委員会

学務給食課 学校給食係

TEL：072-924-9374